

枚方市環境審議会傍聴要領（現行）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、枚方市における審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、枚方市環境審議会（以下、「審議会」という）及び部会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（公開の基準）

第 2 条 原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会長（部会については部会長）が非公開とすることができる。

- （1）当該会議において、枚方市情報公開条例第 6 条の規定に該当する情報に関する審議を行う場合
- （2）前号に定める場合のほか、会議を公開することにより公平・円滑な審議が著しく阻害され、当該会議の目的が達成できないと認められる場合

（公開の方法等）

第 3 条

- （1）原則として、公開で行う会議は市民が会場において傍聴できるものとする。
- （2）傍聴者には、当日の会議資料を配布する（枚方市情報公開条例第 6 条の規定に該当する情報は除く）。なお、一部配布物については、実費負担の場合あり。
- （3）会議の公開に関する事務は審議会事務局が担当する。

（開催の周知）

第 4 条 開催の周知は、原則として、市役所別館 1 階の「審議会等の開催案内板」及び市ホームページに掲示することにより行う。ただし、事情が許す限り、「広報ひらかた」にも掲載し周知を図ることとする。なお、掲示する内容は、審議会の名称、審議予定案件、開催日時及び場所、傍聴申し込み受付期間、傍聴者定数、担当課とする。

（傍聴の申し込み）

第 5 条

- （1）傍聴申し込み期間は、受付開始指定日から会議開催日の前日までとし、周知の際に明示する。
- （2）傍聴の申込先は審議会事務局とする。

(傍聴者定数と傍聴者の決定)

第6条 傍聴者定数は、会場の都合等を勘案し会長（部会については部会長）が事務局と相談の上決定し、定数を超える傍聴の申し込みがあるときは、申し込み順により傍聴者を決定する。

(傍聴できない者)

第7条 次のいずれかに該当する者は、会議室に入ることができない。

- (1) 銃などの危険物を携帯している者
- (2) ビラ、旗、のぼりなどを携帯している者
- (3) 笛や太鼓など音を出すものを携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) その他議事を妨害したり、人に迷惑をかけると判断される者

(禁止行為)

第8条 傍聴者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 私語、談話、拍手等を行うこと
- (2) 議事の批判、賛否の表明等を行うこと
- (3) 飲食、喫煙等を行うこと
- (4) 許可なく録音機、写真機、撮影機その他これに類するものを持ちこみ、使用すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議事の妨害となるような挙動を行うこと

(会場秩序の維持)

第9条 傍聴人が前項に違反した場合、会長（部会については部会長）は退場を命じることができる。